

議案第15号

西脇市屋内体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市屋内体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

屋内体育施設の効率的な運営に資するため、休館日を変更する。

西脇市屋内体育施設条例の一部を改正する条例

西脇市屋内体育施設条例（平成17年西脇市条例第 161号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   |            |                   | 改 正 前   |            |                   |
|---|------------|-------------------|---|------------|-------------------|
| (休館日)<br>第4条 体育施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 |            |                   | (休館日)<br>第4条 体育施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 |            |                   |
| 名称  | 休館日        |                   | 名称  | 休館日        |                   |
| 西脇市日野体育センター   | <u>月曜日</u> | 12月29日から翌年の1月3日まで | 西脇市日野体育センター   | <u>火曜日</u> | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 西脇市黒田庄体育センター  |            |                   | 西脇市黒田庄体育センター  | <u>月曜日</u> |                   |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。